

令和5年度愛媛県文化振興財団芸術文化支援事業
(芸術文化共催事業) 募集要領

(趣旨)

第1 この要領は、公益財団法人愛媛県文化振興財団(以下「財団」という。)が、広く県民に公開される、芸術性、創造性に優れた事業の実施を支援し、もって本県芸術文化の向上発展を図ることを目的として、愛媛県県民文化会館(以下「会館」という。)で実施する事業を募集・選考し、共催事業として選定するために必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2 この要領において、「共催」とは、財団が事業実施に際し、会館の利用料金(9:00~22:00の間における発表会場の利用料金のみとし、附属設備及び備品料金等は含まない。)を免除することをいう。ただし、利用料金の免除は、本番日・準備及びリハーサル日とし、いずれも1日を限度とする。

2 この要領において、「鑑賞型事業」、「参加・創造型事業」及び「育成型事業」は次の各号のとおりとする。

(1)「鑑賞型事業」とは、国内外の芸術性が高く質のよい優れた舞台芸術公演等の鑑賞の場を県民に提供するもの。

例えば、コンサート、オペラ、ミュージカル、歌舞伎等とする。

(2)「参加・創造型事業」とは、県内の文化団体等が自ら参加・実施する舞台芸術公演等。

例えば、プロ・アマ合同公演、伝統芸能公演等とする。

(3)「育成型事業」とは、地域住民や青少年を対象とするワークショップ型事業等。

例えば、オペラ鑑賞講座、こどものためのワークショップ等とする。

(対象者)

第3 次の各号の全てに該当するアマチュア芸術文化団体及び芸術文化鑑賞団体等とする。

(1) 愛媛県内に主たる事務所を置くこと。

(2) 一定の規約等を有し、団体の意思を決定し、執行する組織が確立していること。

(3) 特定の政治活動、又は宗教活動を目的としないこと。

(4) 過去に共催及び後援を承認した際、承認条件の不履行がないこと。

(5) 公益社団法人全国公立文化施設協会「劇場、音楽堂における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」及び会館の新型コロナウイルス感染対策を遵守すること。

(募集事業数)

第4 募集する事業数は、「鑑賞型事業」・「参加・創造型事業」・「育成型事業」合わせて8事業程度とする。

(事業実施期間)

第5 募集する事業の実施期間は、令和5年4月1日~令和6年3月31日とする。

(申し込み手続)

第6 応募しようとする者は、共催申請書（様式第1号）、事業実施計画書（様式第2号）及び収支予算書（様式第3号）を財団理事長（以下「理事長」という。）に提出するものとする。

2 前項の申請書は、指定期間内に提出しなければならない。

3 申し込みについては、1団体2事業以内とする。

4 会館の会場確保については、応募者が共催申請書提出前に行っておくこととする。

（選定）

第7 応募があった事業については、財団が設置する「芸術文化支援事業選定委員会」により選定する。

（選定結果の通知）

第8 理事長は、共催事業の承認を決定したときは、共催承認の可否について、速やかに応募者に通知するものとする。

（承認の取消し）

第9 承認した事業であっても、その内容が選定基準に該当しなくなったとき、その他承認することが不相当となったときは、その承認を取り消すものとする。

2 財団は、承認の取消しによって損害等が発生した場合の賠償責任は、負わないものとする。

（変更又は中止の承認申請）

第10 共催承認を受けた団体は、承認した事業の実施について変更をしようとするときは、あらかじめ共催事業変更承認申請書（様式第4号）に変更計画書（様式第5号）を添えて、理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 共催承認を受けた団体は、承認した事業を中止する場合は、あらかじめ共催事業中止承認申請書（様式第6号）を理事長に提出しなければならない。

（共催事業実施の前提条件）

第11 チラシ、ポスター、プログラム、広告物等に、「公益財団法人愛媛県文化振興財団芸術文化共催事業」と記載すること。また、共催承認事業決定の日以前に印刷するものについては、「公益財団法人愛媛県文化振興財団芸術文化共催事業申請中」とすること。ただし、募集開始の日以前に印刷したものは、その限りではない。

（事業報告）

第12 共催の承認を受けた者は、事業の完了した日から起算して30日以内に共催事業実施報告書（様式第7号）、実績報告書（様式第8号）及び収支決算書（様式第9号）を理事長に提出するものとする。

（報告及び調査）

第13 理事長は、共催事業に関して、必要に応じて報告を求め、調査を行うことができる。

（関係書類の保管）

第14 共催の承認を受けた者は、事業実施に関する関係書類を整備し、事業実施の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

（その他）

第15 この要領に定めるもののほか必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

この要領は、令和5年1月23日から施行する。